

2023年8月22日

被保険者各位

住友ゴム工業健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用について

表題の件、厚生労働省より周知依頼がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、健康保険組合が医療保険者等向け中間サーバー等へ迅速かつ正確に加入者の個人番号及び資格情報等(以下「加入者データ」という。)を登録することが必要です。

加入者データがオンライン資格確認等システムへ登録されていない場合、加入者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み手続きを行っても、システム上、健康保険証利用登録が完了せず、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができない状態が続くこととなります。

<被保険者のみなさんへ>

- マイナポータルの健康保険証情報や健康保険証利用申込状況を確認することにより、自身のデータがオンライン資格確認等システムへ登録されているかや、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しているかを確認することができます。
- 医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合でも、利用登録が正常に完了したか否かを確認することができます。

以上